

5月20日に掲載した「規約型DB移行のお知らせ」に関しまして、移行理由（経緯、背景）等の記載がないとのご意見をいただいておりますので、以下のとおり、ご説明いたします。

基金型DB、規約型DBとは

パナソニック株式会社および関係会社は、確定給付企業年金（DB）と確定拠出企業年金（DC）という2つの企業年金制度を設けており、従業員は各制度のいずれか、または両方に加入しています。

いずれも厚生労働大臣の承認を受けて設立された制度です。

確定給付企業年金（DB）は、2つの運営方法があり、いずれかの組織形態で運営しなければなりません。

- ・基金型DB 会社とは別の法人格を持つ、企業年金基金が運営を行う。
- ・規約型DB 会社が労使合意に基づく規約にもとづき、運営を行う。

当パナソニック企業年金基金は、「基金型DB」として運営してきました。

規約型DB移行の経緯について

昨年の10月に送付している[年金通信8号](#)でご案内いたしましたが、パナソニック株式会社および関係会社は、昨年の7月1日に55歳未満の従業員の退職金制度を確定拠出企業年金（DC）制度に一本化しました。

これにより、確定給付企業年金（DB）であるパナソニック企業年金基金の加入者は55歳以上（1964年7月2日以前の生まれ）の従業員のみとなりました。

当社は、60歳定年ですので、加入者が5年で0人となるということになります。

現在のパナソニック企業年金基金は「基金型DB」という組織形態をとっていますが、この組織形態をとるための要件は、加入者300人以上となっています。

今後の加入者数の減少等を踏まえると「基金型DB」の成立要件を満たす期間内に「規約型DB」へ移行する必要性がありました。

また、企業年金の形態を変えるためには、大規模なシステム改修や大幅な作業工程の変更などを行う必要もあり、皆様への年金給付等の業務が着実に進められるよう移行時期の検討を重

ねた結果、本年の7月1日をもって「規約型DB」に移行することとしました。

規約型DB移行により変わること

規約型DBに移行することで、パナソニック企業年金基金という独立法人がなくなり、パナソニック株式会社が代表事業所となって確定給付企業年金制度を運営することとなります。

年金資産は、確定給付企業年金法に規定されているとおり、労使合意の規約に基づき、会社と受託機関が契約を締結し、会社の資産と年金資産を分けて管理・運用を行うため、会社の業績などが、直接、企業年金の資産に影響することはありませんので、ご安心ください。

今後はパナソニック企業年金基金に代わり、本社人事部門のなかに「企業年金室」という部署が新設され、これまで通り企業年金関係の事務処理を担当させていただきますのでご理解いただきますようお願いいたします。

なお、規約型DB移行による変更内容は、5月20日に掲載した「規約型DB移行のお知らせ」の2ページ目に記載していますので、あわせてご確認願います。

以上